

R 8 公 第 8 号
令和 8 年 7 月24 日

幡多広域市町村圏事務組合
組合長 山下 元一郎



公 告

下記の者に係る書類は、摘要欄記載の理由により送達不能につき、下記のとおり地方税法第 20 条の 2 の規定によって公告します。

なお、下記の書類は、幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構において保管し、いつでも本人に交付します。

記

送達すべき者	住（居）所	大阪府堺市堺区翁橋町 1 丁 99 番地
	氏 名	株式会社 コンセルジュ
送達する書類の名称 及び通数	徴収関係書類 1 部 (令和 8 年 7 月 6 日付)	
交付場所	幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構 (四万十市中村山手通 19 高知県幡多総合庁舎 3 階)	
摘 要	公示理由：対象者が受取人不在のため。(保管期間経過) ※揭示期間満了日：令和 8 年 7 月 31 日	